

○中野委員長 それでは、これより総務常任委員会を開会させていただきます。本日は、おくれる旨等の連絡はございません。

1 番目、令和2年第1回臨時会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、議案第3号、旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、理事者から説明をお願いいたします。

総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、介護保険事業特別会計繰入金ほか4事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億2千919万4千円を追加しようとするものでございます。

本委員会の所管にかかわりましては、補正予算書4ページ及び5ページの事項別明細書歳入にお示しいたしておりますもののうち、21款繰入金のうち、財政調整基金繰入金で9千559万1千円、24款市債で2億1千930万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。また、2ページ下段の第2表、地方債補正では、都市計画事業など2件の限度額を変更しようとするものでございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 消防長。

○中農消防長 本臨時会に提出しております消防本部にかかわる議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第3号、旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和2年3月27日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、同条例の非常勤消防団員、消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額及び障害補償年金前払一時金等が支給された場合の年金支給停止期間等の算定に用いる法定利率を改定しようとするものでございます。なお、施行日につきましては公布の日とし、令和2年4月1日から適用しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○中野委員長 ここで委員の皆様から何か御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、次に進みたいと思います。2番目、報告事項について、最初に、旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、上川中部定住自立圏共生ビジョンの変更について、理事者から報告をお願いします。

総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、御報告申し上げます。

総合戦略につきましては、人口減少の抑制と経済の活性化を図るため、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、平成27年度に策定しております。第1期の総合戦略につきましては、令和元年度で計画期間が終了することから、昨年度の1年間を通じて第2期の総合戦略の策定を進め、令和2年3月31日に第2期の旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を決定したところであり、本

日、資料1として御配付させていただいております。また、総合戦略の基礎となる人口ビジョンにつきましても、平成27年以降の人口動態を分析し、これに基づき、人口の将来展望を取りまとめ、総合戦略と同様に令和2年3月31日に旭川市人口ビジョン改訂版を決定したところであり、あわせて資料2として配付させていただいております。

第2期の総合戦略の策定に当たりましては、まず、旭川市総合戦略検討懇談会における有識者などからの意見を参考にしながら、令和元年11月に旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略評価検証結果報告書及び旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略第2期基本方針を作成し、第1期の総合戦略の評価検証や、第2期の総合戦略の方向性を整理してきたところでございます。これらに基づきまして、持続性の観点から、第1期の総合戦略をベースとして社会情勢の変化や本市の課題を踏まえ、推計を上回る人口減少や少子高齢化、労働力不足の顕在化、先端技術の活用や地域の強みを生かした産業力強化などといった課題に対応する必要性を明記し、基本目標1から4の内容について新たな視点を加えるとともに、総合戦略とSDGsの関係性を整理するなど、第2期の総合戦略（案）を策定し、その内容につきましては、令和元年12月3日の総務常任委員会で御報告させていただいたところでございます。

また、人口ビジョンにつきましても、平成27年以降の人口動態に基づき、人口減少が続いている状況を自然減、社会減の両面から分析するとともに、2060年までの人口推計について、条件設定の異なる4つのパターンを示し、まず、令和9年度に31万2千人としている総合計画推計値を目指すこととし、人口ビジョン改訂版（案）を策定いたしまして、総務常任委員会で御報告させていただいたところでございます。

その後、令和元年12月から令和2年1月にかけて意見提出手続を行いまして、56件の意見が寄せられたほか、令和2年2月には、年度を通じて3回目となる旭川市総合戦略検討懇談会を開催するなど、市民の皆様や有識者などからの御意見をいただく場面を設けてきたところでございます。旭川市総合戦略検討懇談会におきましては、地元企業の人材不足が顕著となっているため、移住者などに向けても企業と連携して人材確保の取り組みを進めていく必要があるという御意見があり、これを踏まえまして、8ページのアになりますが、移住に関する総合的な環境整備に、移住者に対して企業と連携したPR活動の実施などにより、地域の仕事の魅力を伝えるといった表現を追加するとともに、12ページの基本目標3では、（2）基本的方向、2段落目の2行目になりますが、多様な人材、就職といった表現を追加するなどの反映を行ったところでございます。

また、総合戦略を推進していくための令和2年度の具体的な事業につきましては、23ページ以降に関連事業の一覧として掲載しております。日本全体の人口減少、東京一極集中が進む中、本市の人口減少についても歯どめがかかっていない状況にございますが、令和2年度以降につきましては、総合戦略に掲げる各施策を通じて人口減少の抑制に向けて取り組むとともに、目まぐるしく変わる社会情勢に対応していくためにも、総合戦略につきましては、柔軟に内容を見直しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、両資料につきましては、4月1日に全議員に御配付させていただいているところでございます。以上、御報告申し上げます。

続きまして、上川中部定住自立圏共生ビジョンの変更について、御報告申し上げます。

令和元年第4回定例会におきまして、定住自立圏形成協定の変更について議決をいただきまして、

議決内容のとおり周辺8町と変更協定を本年1月8日に締結したところでございます。この協定の締結に伴いまして、このたび、上川中部定住自立圏共生ビジョンを変更しており、その変更内容につきまして、お手元に御配付しております資料に基づき御説明いたします。

資料の上川中部定住自立圏共生ビジョンの変更内容についてをごらんください。今回の変更点は、資料にお示ししているとおり、形成協定の変更に伴う新規事業の追加1件、既存事業の廃止1件でございます。新たな事業につきましては、8町全てとの間で連携して実施いたします手話奉仕員、手話通訳者の養成であり、圏域の障害者福祉の向上を図るため、圏域住民を対象とした手話講習会を実施するものでございます。廃止事業につきましては、東神楽町との間で連携して実施しておりました障害者相談事業でございます。当該事業につきましては、旭川市障害者総合相談支援センターにおいて、相談支援業務などを行う専門職員を配置しているものでありますが、東神楽町において独自に相談員を確保し、相談体制を構築するめどがたちましたことから廃止するものでございます。

具体的な取り組み内容は、共生ビジョンの18ページ以降に項目ごとに記載しており、成果指標につきましては、平成30年度の数値を追加するとともに、個別事業につきましては、加除修正や事業費等の変更を行っているところでございます。なお、本日配付いたしました資料につきましては、総務常任委員会終了後、全議員にお配りさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上、御報告申し上げます。

○中野委員長 ここで委員の皆様から何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、報告を受けたということにとどめたいと思います。

次に、新庁舎建設工事について、理事者から報告をお願いいたします。

庁舎建設担当部長。

○田村総務部庁舎建設担当部長 新庁舎建設工事について、御報告いたします。資料の新庁舎建設工事期間中の注意事項についてをごらんください。

新庁舎建設工事につきましては、さきの第1回定例会で契約議案について議決をいただいたことを受けまして、3月30日に7つの工事、全ての本契約を終えたところであります。今月から本格的に建設工事が始まりますが、これに伴いまして、令和5年の工事終了までの期間、高さ約2メートルの大型安全フェンスを、資料の点線部分になりますが、新庁舎の建設地及び資材置き場等として利用いたします前庭部分に沿って設置いたします。この安全フェンスの設置によりまして、資料の通行禁止部分は、現在も文化会館と総合庁舎議会棟横につきましては通行できませんけれども、さらに前庭部分も通り抜けができなくなります。永隆橋通側につきましては、歩道部分にも安全フェンスが設置されるため、歩道幅が狭くなるなどの影響が生じてまいります。また、現在の総合庁舎裏、永隆橋通側にあります市民駐車場は、4月20日から思いやり駐車場に変更いたしまして、身体障害等で移動に配慮が必要な方の専用駐車場となりまして、一般の方の駐車ができなくなります。これら工事期間中の注意事項につきましては、広報「あさひばし」4月号やホームページに掲載するなど、広く周知を図り、安全に十分配慮しながら建設工事を進めてまいります。報告につきましては以上です。

○中野委員長 委員の皆様から何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、次に移りたいと思います。旭川市防災基本条例の施行の状況等について、旭川市強靱化計画（案）に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告をお願いいたします。

防災安全部長。

○松尾防災安全部長 旭川市防災基本条例の施行の状況等について、御報告いたします。資料、旭川市防災基本条例の施行の状況等について（概要）をごらんください。

1、旭川市防災基本条例の修正等の必要性についてですが、旭川市防災基本条例は、防災対策に関する基本理念を定め、市民等及び市の責務を明らかにすることを目的に、平成27年4月1日に施行されました。同条例附則第2項におきまして、施行の日から起算して5年を経過するごとに社会情勢の変化等を勘案し、必要な措置を講ずるとされておりますことから、今回条例の修正等の必要性について検討したところでございます。その結果を表のとおりに取りまとめました。

本条例は、6つの章で構成されております。第1章総則は、基本理念としての自助、共助、公助の取り組みの重要性を、第2章基本方針は、基本理念に沿った防災対策の推進について、第6章は災害検証、財政上の措置について示されております。第1章、第2章及び第6章につきましては、これまでの大規模な災害の教訓から、引き続き自助、共助、公助を防災対策の柱とし、市と市民等が相互に連携して取り組むことが必要であることと、本条項に係る関係法令等が改正されておられませんことから、現時点での修正は行わないことといたしました。第3章災害予防、第4章災害応急対策、第5章災害復旧につきましては、これらの章で示されております災害予防の取り組みや、災害応急活動などの具体的事項につきましては、旭川市地域防災計画で定められており、毎年、旭川市防災会議が防災基本計画、北海道地域防災計画などの上位関連計画の見直し状況や、社会情勢等を踏まえ、議論、検討の上、必要に応じ改定されておりますことから、現時点での修正は行わないことといたしました。

次に、2、災害予防に関する取組状況と今後の取組の方向性につきましては、上下水道施設や建築物の耐震化、防災拠点の整備などのハード対策のほかに、第3章の条項ごとに自助、共助を促進するための防災訓練や防災講習、受援体制の強化、情報伝達手段の多様化などのソフト対策について、これまでの取り組み状況を整理し、防災会議委員の意見や助言をもとに、今後に向け災害予防に関する取り組みの方向性を示しました。資料の5ページから20ページまでがそれとなります。

最後に、3、防災・減災対策の基本的な考え方についてであります。大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応だけでは限界がありますことから、引き続き、自助、共助、公助が一体となった災害に強いまちの実現を目指すことを防災・減災対策の基本的な考え方といたしました。以上、旭川市防災基本条例の施行の状況等についての報告となります。

引き続きまして、旭川市強靱化計画（案）に対する意見提出手続の実施について、御報告いたします。資料1ページをごらんください。

初めに、本計画の背景と目的でございますが、国では、東日本大震災などの教訓を踏まえ、今後想定される大規模な自然災害の発生に備え、事前防災や減災、迅速な復旧、復興に関する施策を実施するため、平成25年に国土強靱化基本法を制定し、それに基づき、国土強靱化基本計画を策定しております。また、北海道におきましても、国土強靱化地域計画として、平成27年3月に北海

道強靱化計画を策定しました。本市におきましても、大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした旭川市強靱化計画の策定に向け、旭川市強靱化計画（案）に対する市民からの意見等を募集いたします。募集期間は4月20日月曜日から5月26日火曜日までの37日間としております。

次に、旭川市強靱化計画（案）の概要について御説明いたします。資料3ページ、旭川市強靱化計画（案）（概要版）をごらんください。1、背景・目的についてですが、これは先ほど御説明させていただいたとおりでございます。2、旭川市強靱化計画の位置付けにつきましては、国土強靱化地域計画として、国土強靱化基本計画と北海道強靱化計画との調和を図るとともに、第8次旭川市総合計画とも整合、連携を図ります。3、地域防災計画と国土強靱化地域計画の関係につきましては、地域防災計画は、地震や風水害などの災害種別ごとにその対応を定める計画ですが、国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点もあわせた事前防災・減災に係るハード、ソフト両面での計画となります。資料4ページをごらんください。計画の期間につきましては、第8次旭川市総合計画と整合、連携を図るため、令和2年度から令和5年度までの4年間といたします。

次に、基本目標についてですが、本市の災害リスクといたしまして、平成30年北海道胆振東部地震によるブラックアウト、平成28年の連続台風や平成30年の豪雨などの風水害のほか、冬期間における暴風雪もあります。強靱化の意義としましては、大規模自然災害から市民の生命や財産を守り、社会経済機能を維持すること、北海道や道内各市町村と連携し、国と北海道の強靱化に貢献することであり、強靱化の取り組みにつきましては、幅広い分野の機能を平時から強化する必要があること、そして、その取り組みは直面する政策課題にも活用できることが必要となります。これらを勘案し、基本目標には、大規模自然災害から市民の生命及び財産並びに社会経済機能を守る、国、北海道の強靱化に貢献し、北海道、道内各市町村との連携を推進する、災害に強い地域社会や地域経済を実現し、迅速な復旧・復興体制を確立するの3つを定めます。

次に、脆弱性評価と施策プログラムについてですが、脆弱性の評価といたしまして、起きてはならない最悪の事態、いわゆるリスクシナリオを設定し、その回避に向けた現行施策を分析、評価します。次に、強靱化のために必要な施策プログラムを策定いたします。5ページをごらんください。リスクシナリオの設定につきましては、北海道強靱化計画におけるリスクシナリオをもとに、7つのカテゴリーと20のリスクシナリオを設定いたします。次に、6ページから8ページまでが脆弱性評価ごとの各施策プログラムとなっております。施策プログラムにつきましては、20のリスクシナリオにおける57の施策プログラムを策定し、強靱化に係る施策を推進いたします。以上が、旭川市強靱化計画（案）の概要となります。

最後に、本計画策定までのスケジュールについてでございますが、本計画（案）につきましては、3月末までに旭川市防災会議委員の意見集約を終えております。今後につきましては、4月末からの意見提出手続の意見等を反映し、7月に予定しております旭川市防災会議に諮り、8月の策定を予定しております。以上、旭川市強靱化計画（案）に対する意見提出手続の実施についての報告を終わります。

○中野委員長 委員の皆様から、ここで何か御発言ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○中野委員長 それでは、報告を受けたということにとどめたいと思います。
以上で、本日の総務常任委員会を散会とさせていただきます。

散会 午後1時26分